

【研究資料】

1804年イギリス庶民院アイルランド通貨委員会 証言録（抄録）

Selections from Minutes of Evidence
before Irish Currency/Exchange Committee of 1804

山倉和紀
YAMAKURA Kazunori

目次

1. 解題
 2. アイルランド通貨委員会証言録・抄録（1804年）
 - 凡例
 - 2.1 ジェイムス・マンスフィールドの証言
 - 2.2 ロバート・バーンウォールの証言
 - 2.3 ジョン・アービングの証言
 - 2.4 ウィリアム・コールヴィルの証言
- (付録) 証人ならびに審問日一覧

1. 解題

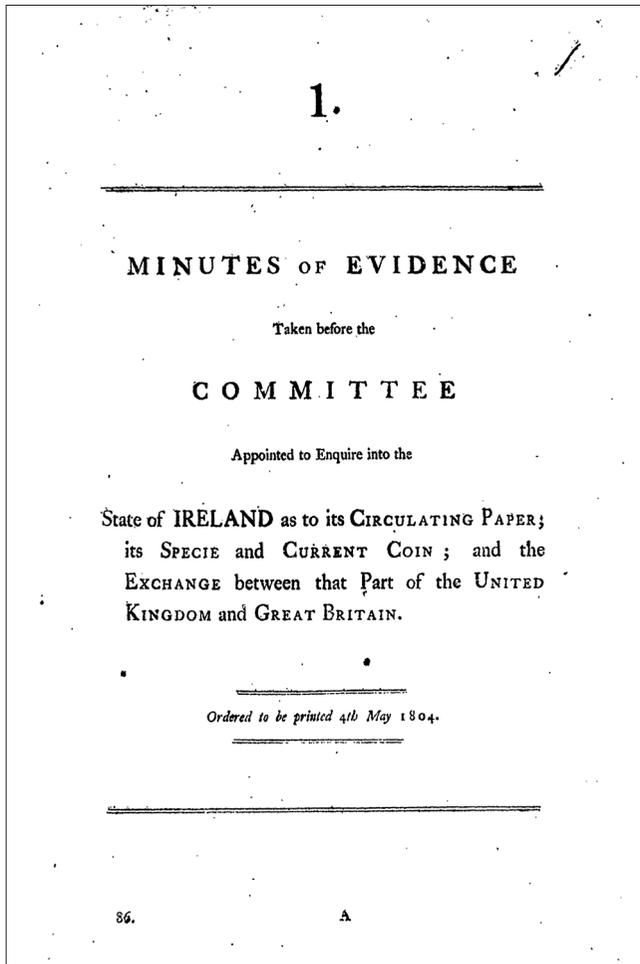
本資料は、イギリス庶民院において1804年3月に設置されたアイルランド通貨委員会の審問証言録の抜粋（抄訳）である¹⁾。対フランス戦争の影響から1797年にイングランドとアイルランドは銀行制限条例を成立させ、両国で不換銀行券が流通すると、断続的に各種のインフレーションが発生した。不換銀行券の過剰発行が懸念されるなか、1803年後半から1804年前半にかけてロンドンのダブリン宛て為替（いわゆるアイルランド為替）が急騰し、その対応をめぐる議会内外で論争が生じた。為替高騰の原因究明と是正策を検討するため、議会からアイルランド通貨の調査を付託されたのが上記委員会である。委員会による証人審問は、委員会設置動議が承認された3日後（3月5日）から開始され、審問最終日の5月9日までに19名の証人が召喚された。審問日数は合計27日間に及んだ（付録参照）。委員会は証言録の前半部分（3月5日～3月16日の証言）を5月4日に議会に提出し、後半部分（3月16日～5月9日の証言）を5月16日に提出した。委員会が最終的に報告書（『アイルランド通貨報告』）を提出したのは、その約1か月後の6月13日であった²⁾。報告書に先立って提出されたこの証言録の重要性は、アイルランド為替論争が斯学に残した貢献を整理することで一層明確になるであろう。

アイルランド為替論争の貢献には2つの側面がある。1つは理論史におけるそれである。論争を契機として為替変動に作用する異なる要因に注目が集まり、その作用要因の特定をめぐる白熱した議論が、銀行券流通量、物価水準、為替相場、貿易差額の相互作用についての同時代人たちの知識水準を大きく高めた。当時この論争に挑んだ議会人やパンフレティアたちは、委員会の提出資料（報告

書、証言録、各種統計）を参照しながら、アイルランド為替の高騰という焦眉の問題を論じた。しかも彼らは単なる政策論議にとどまることなく、為替相場の変動要因に関する理論的かつ実証的な分析を行ったのである。これら一連の議論は、地金論争の事実上の先行論争と言ってよく、地金論争が貨幣理論史に残した貢献の多くはこのアイルランド為替論争にも見出すことができる。

いま1つは、政策論史上の貢献である。アイルランド為替の高騰を抑えるため当時様々な議論が展開されたが、アイルランドにおける銀行券過剰の是正が抜本的な対策であるとする議会人やパンフレティアたちが一定の勢力をもった（後の地金派に流れる系譜）。アイルランド通貨委員会も同様の見解であった。しかし委員会は、通貨収縮が必要としながらも、アイルランド銀行の兌換再開を勧告することはなかった。この時イングランド銀行の正貨支払停止は継続しており、アイルランド銀行だけが兌換再開することは事実上不可能だったからである³⁾。これが、早期兌換再開を勧告した地金委員会の政策論との決定的な違いである。

アイルランド通貨委員会がその報告書で勧告した政策は、複数の施策からなる包括的なものだったが、そのなかでもユニークかつ中心的な施策は、アイルランド銀行による為替介入策（短期的な為替操作）であった。当時戦時下で財政が逼迫していたアイルランドはブリテンから借款を得ていたため、その借入金もロンドンに滞留していた。委員会は、このロンドンバランスを為替安定資金としてアイルランド銀行に活用させることを勧告したのである。当時アイルランド財務府は借入金のダブリンへの送金に際し、ロンドン払いの送金手形を自ら振り出していたが、戦時財政上の理由から（送金のタイミングや金額のコントロールができず）為替を不安定化させることすらあった。そこで委員会は、ロンドン



バランスの送金業務をアイルランド銀行に担わせるとともに、同行自身の資金もロンドンに置くことができれば、同行によるロンドン宛て手形の振り出しが為替相場の引き下げと安定化にとって有効な手段となる、と考えたのである⁴⁾。このような委員会の勧告は、政策論史上きわめて初期の為替介入論として位置づけられるものである。

ところで、委員会の先駆的な為替介入論は、その着想を証人審問から得ていた。1760年代以降スコットランドの特許銀行（chartered Banks）がロンドンバランスを活用して、スコットランドとイングランド間の

為替を段階的に引き下げた事例があったからである⁵⁾。証人審問では、エディンバラの銀行家ジェームス・マンズフィールド（James Mansfield）がその詳細を証言し⁶⁾、他の証人たちはその実現可能性について証言を求められた。委員会は一連の証言を引きながら、アイルランドには銀行自身の費用・リスク負担のない財務府保有のロンドンバランスがすでにあるため、スコットランドの事例よりも有利に目標を実現できる可能性がある⁷⁾と指摘したのである⁷⁾。

委員会の報告書を『アイリッシュ・ポンド』⁸⁾というタイトルで1955年に復刻した

フェター（F. W. Fetter）は、その長文の序論のなかで、当時複数の為替安定化策が提案されていたこと、また証人たちの間でそれぞれの施策について賛否が分かれていたこと、さらに上述のスコットランドの事例に関しては、証人のうちアイルランド銀行とイングランド銀行の代表者たちがその施策に反対であったことを明らかにしている⁹⁾。しかし最終的に委員会は、その為替介入策を報告書で勧告することになるのである。これまでの研究史のなかで、ヘンリー・ソーントン（Henry Thornton）が証人審問の多くに責任を負っていたこと、また報告書（の一部）に彼の見解が反映されていることが明らかになっている¹⁰⁾。その一方で、委員会自体の審議記録が残されていないこともあり、委員会メンバー間でその施策がどのように検討されたかは不明である。しかし、政策論史に重要な一步を刻んだ為替介入策の着想は上記の証言録に確認できるのであり、その形成プロセスの一端は証言録の検証を通じてはじめて明らかになるものであろう。

なお、委員会が議会で提出した証言録は原文にして150ページに及ぶものだが、フェターによる報告書の上記復刻版は、その証言録のうち重要証言のいくつかを付録として収載している¹¹⁾。本資料はさらにそのなかから、委員会の為替介入論にとって特に重要と思われるものを中心に抜粋したものである¹²⁾。これらは証言録全体の分量からすると1割にも満たないが、証言録の当該部分を邦語で紹介する意義は上述の理由から少なくないであろう。

2. アイルランド通貨委員会証言録・抄録 （1804年）

凡例

- (1) 証言録の訳出は、オリジナルの1804年庶民院版を底本とした（証言録を含

む報告書は、1810年と1826年に議会在復刻している）。なお、1955年のフェター版報告書（『アイリッシュ・ポンド』）は1826年の庶民院版をテキストとしているため、利用者の便宜を考え、それぞれの証言冒頭に1804年版証言録の当該ページと1826年版のページを併記した。ブラケット（〔 〕）内が1826年版のそれである。

- (2) 証言録原文では、アイルランド通貨委員会からの「質問」とそれに対する「回答」がダッシュで区別されているだけだが、本資料では読みやすさを考慮してそれぞれ(Q)―(A)を付して区別した。
- (3) 証言録の文中の〔 〕は文意の理解を助けるため訳者が挿入したものである。原文にある（ ）はそのまま残して上記の訳者補足と区別した。
- (4) 証言録の文中に付した「注」は、内容の理解を助けるために訳者が加えたものである。また一部の注は、1826年版証言録やそれを底本とした1955年のフェター版の誤植を指摘するためにも使用した。ただしそれらは、本資料の「解題」に付した注番号と連続している。

2.1 ジェイムス・マンズフィールドの証言 （James Mansfield, Banker in Edinburgh of the Firm of Mansfield, Ramsey and Company）

1804年3月8日（pp.19-21 [pp.32-33]）

(Q) ロンドンとエディンバラの間にはどのような為替があるのですか？―(A) 私が記憶するここ25年間では、40日払いで振り出されてきました。

(Q) あなたは、それが何パーセント〔の利子〕になると見積もりますか？―(A) 40日

払いの振り出しは、 $\frac{1}{2}$ パーセントか、もう少し高いと見積もっています¹³⁾。

(Q) 誰が印紙税を支払うのですか？—(A) 手形を求める人です。

(Q) もしロンドンで資金をもっている人が彼の取引相手宛てに振り出すことを望む場合、〔手形を引き受ける〕スコットランドの諸特許銀行 (Banks of Scotland)¹⁴⁾ もしくは同地の個人銀行家に対して、彼が手形に与えるプレミアムはどれくらいですか？—(A) 彼は手形を20日払い $\frac{1}{4}$ パーセントで引き渡しています。すなわち、特許銀行や銀行家は印紙税を支払うことはなく、振出人がそれを支払うのです。

(Q) あなたは為替がそうでなかった時期を思い出せますか？—(A) 思い出せませんが、ヴェルサイユ講和の後はそうであったと聞いています。当時5ないし6パーセントかそれくらいでしたし、私の理解するところではその原因は、人為的な方法によって、すなわち人びとが別々の特許銀行から金を集めそれをロンドンに持ち込み、エディンバラで同地〔ロンドン〕宛ての手形を売り渡すことによって生じたのです。

(Q) ロンドンに金を運ぶ目的は何でしたか？—(A) 為替を平価に引き上げるためと、それをを行うことによって彼ら自身の懐に利益をもたらすためです。

(Q) それはどれくらいの間継続しましたか？—(A) どれくらいかを述べることはできませんが、それは1770年頃に変更はじまりました。その為替が人為的な方法により生じたと見るスコットランドの2つの特許銀行が、ロンドンに持ち込むことのできる彼ら自身の資金を集めることを考えはじめました。それらの資金は、一部はイングランド銀行に、一部は彼ら自身の〔取引先〕銀行家に預けたものです。そして〔スコットランドの〕特許銀行は、ロンドン宛てに振り出す際、おそらく $\frac{1}{2}$ パーセントか1パーセント以下で

振り出すことで、為替が以前あった相場に低下するまで徐々にその均衡相場 (par rate) を低下させはじめたのです。

(Q) 彼らは、振り出したその資金をどのように元に戻したのですか？—(A) 製造業者が財貨と引き換えにロンドンの取引先宛てに振り出さねばならない、あらゆる彼らの手形を入手することによってです。また駐屯地手形 (army Bills) や、イングランドに資金をもつ山師たちの手形を入手することによってです。

(Q) なぜそれらの手形は、他の銀行家ではなく特許銀行に売却されたのですか？—(A) 特許銀行が、他でもなく彼らの資本金から資金を入手できたからです。他の銀行家が手形を購入できないのは、彼らが再度それを売却して利益を得ることができなかったからです。

(Q) その当時、スコットランドの通貨の性質はどのようなものでしたか？—(A) 一般的な流通〔手段〕は紙幣でした。当時、特許銀行のうちの1行は彼らの紙券に対して、一覽後6か月でそれらを支払うという選択条項を設けました。私は、その時期やその後の状況に関してより有益な情報を述べるべきでしよう。

(Q) 1792年あるいは1793年に信用全般に起きた動揺は、スコットランドの為替にどれほどの影響をもたらしましたか？—(A) それは少しも為替に変化を与えませんでしたし、1797年にイングランド銀行に対する制限がなされた時も変化を与えませんでした。

(Q) その2つの時期に、スコットランドでは商取引に多大な窮迫があったのですか？—(A) 両時期にはすべての製造業者の取引が停止したため、きわめて大きなものがありました。

(Q) 多くの商人の破綻があったのですか？—(A) きわめて多くが破綻しましたし、もし1793年に国庫手形 (Exchequer Bills) が発行されていなければ、さらに多くが破綻したでしょう。

(Q) 取得申し込みがあつて渡されたのは巨額でしたか？—(A) 特にグラスゴウでは相当な取引額でした。

(Q) その時、特許銀行ならびに個人銀行家の紙券流通量はかなり減少しましたか？—(A) 公共銀行 (public Banks) のそれは少しも減少しませんでした。しかし個人銀行は、時勢の影響から紙券の相当な減少を余儀なくされました。そしていくつかの個人銀行は支払停止を余儀なくされ、いくつかは支払いを停止することはありませんでした。公共銀行はむしろ地方への貸付けを増やしたのです。

(Q) いかなる時期に個人銀行の信頼と流通手段が回復したのですか？ また、1795年の〔銀行券の〕流通状態はどのようなものでしたか？—(A) 国庫手形が発行されるとまもなく信頼は回復し始めましたが、1792年の支払停止前の流通量は1795年に達したそれよりも大きいものでした。

(Q) 1797年に支払いが停止された時の流通量は1795年と比べてどうでしたか？—(A) 違いはきわめてわずかでした。申し上げているのは私が理事を務めるスコットランド銀行に関してであり、流通量全般についてはありませんが、スコットランド銀行〔券〕の流通量はスコットランドの総流通量を判断するための基準を与えるものと考えております。

(Q) 1797年と比較して現在の流通量はどれくらいですか？—(A) 18か月前の流通量より現在は少ないですが、いま1797年に関して述べることはできません¹⁵⁾。

1804年3月19日 (pp.52-54 [pp.54-55])

(Q) 様々な銀行会社の残高は、スコットランドではどのような仕方で調整されるのですか？—(A) それらは正貨ないしイングランド銀行券で支払うか、もしくはロンドンの取引先宛ての手形を20日払いの均衡相場で渡すか、のいずれかです。

(Q) あなたの記憶には、そのような方法で

調整が行われていた時期があるのですか？—

(A) 私が記憶する限り、それが行われてきました。

(Q) 期日20日払いのロンドン宛て手形をエディンバラにある現金 (ready money) で支払う場合、送金者はその為替手形に対して送金額の20日分の利子と同額を支払わないのですか？—(A) はい〔支払います〕。エディンバラとロンドン間の平価 (par) は40日だからです。

(Q) 手形が40日で振り出される場合、送金者は20日で振り出された場合よりも高い為替を支払うことはないのですか？—(A) 20日と40日の間の金利差以外、〔送金者が高い為替を支払うことは〕決してありません。

(Q) なぜ40日を平価とよぶのですか？—(A) 経験から、エディンバラとロンドン間の取引に対応するものだと考えてきたからです。

(Q) ロンドンで支払われる為替手形の利子を見積もる際、送金者はそれを5パーセントで計算すべきでしょうか、それとも売買益の中間の相場で計算すべきでしょうか？—(A) 私はそれを5パーセントで計算します。

(Q) エディンバラにおいてロンドン宛てに一覧払いで振り出された手形ないし送金為替には、プレミアムが付きませんか？—(A) もちろん付きます。20日か、あるいは $\frac{1}{4}$ パーセントくらいのプレミアムです。

(Q) あなたはその20日ないし40日を、2地域間の為替が平価にはないことの証拠というよりも、〔送金〕依頼業務の性質上、取引に伴う煩雑さを補償する利子だと考えますか？—(A) 意見の分かれる問題ですので、回答を控えさせていただきます。

(Q) ロンドンとエディンバラの間には為替がある、というのがあなたの意見ですか？—(A) 私の以前の回答で申し上げています。

(Q) スコットランドはイングランドに対して貿易差額ならびに送金残高がある、という

のがあなたの意見ですか？—(A) はい、そのように考えます。

(Q) そうした事情の如何がスコットランドに不利な為替をもたらさないのでしょうか？—(A) 2国間には、少しも為替に影響を与えない相互的な取引関係が存在するだろうと考えます。

(Q) 輸出と輸入の差額を支払う必要がある場合、その差額がある国の銀行ないし商会の一時的な前貸しによって他国の銀行ないし商会に支払われるかもしれない、という意味ではないですか？—(A) 確かにそうです。私は、スコットランドにおける2つの特許銀行の設立を、この点で非常に有用かつ重要なものと考えています。

(Q) 一方の銀行から他方の銀行へ差額を支払う際に20日払いの手形が使用される場合、その支払手形を受け取る銀行に対して、いかほどの上乗せはありますか？—(A) ありません。それらの手形は正貨と同価で受け取られます。

(Q) エディンバラで申し込まれた確定日払いのロンドン宛て手形を、エディンバラの特許銀行自身の紙券と引き換えに与えるのが、同特許銀行の現在の慣例ではないですか？—(A) はい、そうです。

(Q) エディンバラで申し込まれたロンドン宛て手形を、確定されていない相場すなわち為替変動に応じた相場で、エディンバラの特許銀行自身の紙券と引き換えに与えるのが、1761年か1762年以前の同特許銀行の慣例ではなかったですか？—(A) はい、そうです。彼らが理解する為替の現況に応じた相場でロンドン宛て手形を与えていたと、かねてより考えてきました。

(Q) 1761年か1762年以前には為替変動があったとあなたは言われましたが、銀行が確定日払いのロンドン宛て手形を与えるようになってその為替変動が終息した時、公共銀行と個人銀行のすべてが、直ちに彼らの振り出

し方法を変更する協議を調べたとあなたは理解しますか？—(A) 個人の諸銀行に関しては申し上げられませんが、特許銀行〔のうち2行〕は互いに折り合いをつけ、残りの特許銀行は従わざるをえなかったと理解しています。

(Q) エディンバラにはいくつの個人銀行がありますか？—(A) 分かりません。

(Q) その〔振り出し方法の〕変更は、個人銀行に不便や不利益を大いにもたらしましたか？—(A) いいえ、それどころか彼らにとっても好ましいものだったと理解しています。同国はその方法によって恩恵を受けたのですから。

(Q) その時から為替は安定を維持してきましたか？—(A) まったく変化したことはありません。

(Q) エディンバラの特許銀行が振り出すロンドン宛て手形への大きな需要は、その変更時に、またその変更の結果として生じたのでしょうか？—(A) 当初大きな需要がありましたが、為替が低下すると次第に〔需要は〕減少しました。

(Q) その需要はすべての銀行に対して生じたのですか、それとも公共銀行に対してだけ生じたのですか？—(A) 専ら公共銀行に対してです。

(Q) 公共銀行はその当時、彼らの資本金を増やしましたか？—(A) いいえ、しかし彼らは、資本金の未納部分である総額1万ポンドスターリングを完納するよう求めました。

(Q) この変更以前のスコットランドの紙幣流通の総額をあなたは知っていますか？—(A) いいえ、知りません。

(Q) その方法の変更の実施は、直前まで存在していた紙幣流通量を減少させる効果がある程度あったと考えませんか？—(A) もちろんそう考えます。すでに申し上げているように、それは、同国の状況が必要とするより多くの紙幣流通量が存在していたためです。

(Q) その方法の変更以前に生じた紙幣の増

加は、古くからある公共銀行や個人銀行の過大な紙幣拡大から引き起こされたか、あるいは最近設立された諸銀行の紙幣発行から引き起こされたとお考えですか？—(A) 両方からです。

(Q) そのような異常な信用が与えられ、また新しい銀行が設立されたその当時、為替の不利な状況はほぼ始まっていましたか？—

(A) その当時、非常に〔不利になっていました〕。

(Q) 紙幣が過剰発行されたのは、為替が不利な状況になる以前でしたか、それともそれ以降でしたか？—(A) 間違いなく〔不利になる〕以前でした。その方法の変更が為替相場を是正したため、紙幣の過剰発行が高い為替相場の原因だったに違いないと、私は考えます。

(Q) エディンバラの特許銀行がロンドンの取引先〔銀行〕に保有する現金勘定の残高は、その方法の変更以降、以前より大きく変動したと考えますか？—(A) 1792年と1797年のような、公衆の商業的惨事の時期を除くと、その残高がより大きく変動したとは思いません。

(Q) そうすると、為替が固定されている場合には、エディンバラの特許銀行は、スコットランドにおいて1763年以前にあったような信用逼迫状況への準備として、為替変動があった時に必要とするよりも巨額の資金をロンドンに保有する必要がある、ということですか？—(A) いいえ、為替が固定されている場合、それが変動している時より多くのロンドン資金をもつ必要があるとは思いません。

(Q) その変更当初、ロンドンに資金を供給しなければならなかった特許銀行の一時的なものを除いて、その方法の変更から生じた何らかの不便がありましたか？—(A) [いいえ] 逆に、最善のものをもたらしました。

(Q) 為替に固定的な相場がもたらされるまでに、どのくらいの期間がありましたか？—(A) 2年か3年位のうちに徐々にもたらされ

ました。

2.2 ロバート・バーンウォールの証言

(Robert Barnewall, Merchant in London)

1804年3月16日 (pp.44-46 [pp.50-51])

(Q) アイルランドの流通手段の増加が必然的に商品の名目価格の上昇へと向かわせるとは考えませんか？—(A) そのようになると思っています。

(Q) 現在のところアイルランドにおける商品の名目価格、すなわちアイルランド銀行紙幣と比べた商品の価格は、大ブリテンにおける商品の名目価格、すなわちイングランド銀行紙幣と交換される商品の価格より高くないですか？—(A) 分かりません。

(Q) [アイルランドとイングランド間の] 為替には約10ポンド〔すなわち約10〕パーセントの開きがあるので、必ずしもそのような状況ではないということですか？—(A) 私の理解はこうです。アイルランドにおいてイングランドの銀行券をもっている人は、手形を売買する取引所ではほぼ損失を覚悟しなければなりません。一覧払いの銀行券は31日で支払われる手形より $\frac{1}{2}$ パーセント高く交換できるかもしれませんが。

(Q) アイルランドにおける銀行券所有者が為替平価の108ポンド6シリング8ペンスとなるアイルランド銀行券で購入できる財貨よりも、イングランド銀行券100ポンドの所有者がイングランドでより多くの財貨を購入できないのですか？—(A) お答えできません。

(Q) アイルランドにおいて108アイリッシュ・ポンド6シリング8ペンスで買えるのと同量の財貨をイングランドにおいて100イングリッシュ・ポンドで買うことのできる人を仮定すると、100イングリッシュ・ポンドの銀行券の所有者は、アイルランドではそ

の銀行券で約118ポンドの手形を買えるため、ブリティッシュ財貨のアイルランドへの輸送に10パーセントの超過利潤があるわけではないということですか？—(A) 間違いありません。しかしアイルランドでイングランド財貨を輸入する業者は、彼らがそれに支払う為替相場に応じてその〔輸入財貨の〕価格を引き上げるはずで。

(Q) では、イングランドとアイルランド間の為替が最近10パーセント上昇したことを、アイルランドの商品の名目価格が全体的に約10パーセント上昇した兆候と考えますか？

—(A) イングランドから輸入された諸商品に〔10パーセントの上昇が〕あったに違いないと思います。

(Q) アイルランドからイングランドへ輸出される商品の全種類に同じ上昇があったと推定できませんか？ そうでなければ上記の輸出に10パーセントの超過利潤があったはずですから。—(A) おそらくアイルランドから輸出される財貨に比例的な上昇があったのだと思われます。

(Q) もしイングランドからアイルランドへ、そしてアイルランドからイングランドへと輸出されるあらゆる財貨のアイルランド価格に、為替上昇と等しい上昇があったと推定できるならば、アイルランドで製造され、国内消費に使用される物品にほぼ同様の上昇があったとも推定できませんか？—(A) 〔そのようには〕 思いません。

(Q) 上昇という言葉が、紙幣〔量〕の増加もなく為替上昇もない場合に既存の価格より高い価格になることを意味するならば、そのような上昇があったのだとは思いませんか？—(A) そのご質問にはお答えできません。しかし翻って考えてみますと、アイルランドからイングランドへ輸出される財貨に関して、私は次のように理解しています。輸出業者は、彼が受け取る為替手形が高いため、〔手形を〕より安価で換金した場合よりも低価格

でその輸出財貨をイングランドで売るでしょう。

(Q) あなたの推測通り、アイルランド市場において紙幣増加によりアイルランド財貨の価格が上昇すると仮定すると、アイルランドで上昇する種々の財貨をイングランドから輸入する新たな誘引が生じませんか？ またアイルランドで上昇する財貨を輸出することに新たな障害が生じませんか？ 為替がいままで通りなら、その価格上昇はアイルランドへの輸入増加と同国の輸出減少をもたらすのですから。—(A) そのご質問は自分には答えられないと思います。

(Q) 為替が上昇前と同じだと仮定すると、たとえば、アイルランドの紙幣と交換されるアイルランドの穀物価格の上昇はイングランドからの穀物輸入を促進させる傾向があることに相違ありませんか？—(A) 為替が平価のままなら、そうだと思います。

(Q) 為替が以前と同じだと仮定すると、同じくアイルランドの価格上昇がアイルランドの物品の輸出を抑制させる傾向があることに相違ありませんか？—(A) 間違いありません。輸出であれ輸入であれ、誰にとっても利得することが目的ですので、その目的が奪われれば、その〔輸出入〕業務は続かないでしょう。

(Q) 輸入が実際に増加し輸出が実際に減少したと仮定すると、そのような輸入促進や輸出抑制が不利な貿易差額と一般によばれるものを引き起こさないこと、またアイルランド宛てに手形を振り出すイングランドの振出人〔の数〕がイングランドの送金人〔の数〕を決して上回らないこと、これに相違ありませんか？—(A) もし輸入が増加して輸出が減少するなら、確実に不利な〔貿易〕差額が生じるはずで。すなわち、振り出される手形〔の量〕が送金者〔の数〕を上回ることはありません。

(Q) 振り出される手形量と送金〔のために

購入]される手形量との上記の不均衡は、アイルランドとの為替に上昇を引き起こさないのでしょうか？—(A) もし振り出される手形〔の量〕が送金される貨幣〔の量〕を超えれば、もちろん為替は上昇するでしょう。

(Q) アイルランドにおいてアイルランド紙幣の過剰発行が引き起こしたとされている同国財貨の高価格を相殺するように、その為替上昇がアイルランドからの輸出には補助金として輸入には課税として作用しないのでしょうか？—(A) 為替が現在または過去と比べて上昇すれば、補助金として作用するよりもむしろ2国間の通商を減少させる傾向があるでしょう。

(Q) その〔為替上昇の〕程度に応じて、輸出に対する補助金として作用したり輸入に対する課税として作用したりすることはないのですか？—(A) そうなるはずです。アイルランドから輸出される製品には多くの外国の原材料が含まれており、それらには課税として作用するからです。

(Q) この輸出に対する補助金と輸入に対する課税がアイルランドにおける商品価格の上昇によって正確に相殺されると仮定すると、他国との貿易に関するアイルランドの相対的な状況は、まったく変わらないのではないのですか？—(A) それについては分かりません。当然より多くの資本が使用されることになるでしょう。

(Q) その資本は、アイルランドの通貨価値で計算すればアイルランド貨幣でより大きな額にはなりますが、外国の貨幣で計算すれば〔以前と〕変わらないのではないのでしょうか？—(A) 理解しかねます。私は、自分には答えられない事柄について断定しているのですから。

(Q) では、アイルランドにおける紙幣量の減少は、為替の状態を改善する手段とはなりませんか？—(A) もし〔アイルランド〕銀行が同行の割引量を減らせば、人びとはこの国

〔イングランド〕で貨幣を引き出さざるを得なくなり、為替はおそらく下落するでしょう。人びとは現在それをせずとも〔アイルランドで〕得ることができるのですが。

2.3 ジョン・アービングの証言 (John Irving, Merchant of London)

1804年3月20日 (pp.59-60 [pp.59-60])

(Q) 為替に大きな変動はありましたか？—(A) ありました。

(Q) その変動は、貿易には直接作用しない何らかの状況によって引き起こされたのですか？—(A) 高い為替は貿易に作用するのは別の原因によって引き起こされたと考えますが、その変動は主に手形に対する需要の大小によって生じたものだと思います。

(Q) ある季節に他の季節よりも〔手形に対する〕需要が大きくなるような特別な原因はあるのでしょうか？—(A) あると思います。とりわけ塩漬け食料品の買い手に供給するために資金が必要となる季節や、リネン市場の特定時期、〔アイルランド〕財務府がイングランド宛てに〔手形を〕振り出さなければならないことが判明している時期です。

(Q) 仮に財務府がアイルランド銀行に対して彼らの裁量でイングランド銀行宛てに〔手形を〕振り出す権限を与えたとすると、それによって為替変動が是正される可能性がありますか？—(A) ロンドンに投じられている資金は、アイルランド銀行がいつでも操作できるようにすることで、同行に為替変動を是正する能力を与えます。

(Q) どのような資金が投じられるべきか、またそれがどのように用意されるべきか、説明していただけますか？—(A) 投資にもっとも都合のよい資金は、たとえば国庫手形のような、利子付きで、いつでも要求に応じて現金に換えることができるイングランドの政府証券だと考えます。イングランドにはアイル

ランドに送金される資金があるのは明らかですが、それを送金する代わりに〔ロンドンに〕前述の方法で投資するのです。

(Q)〔イングランドからアイルランドへの〕借款はまず公債（Stock）か国庫手形に投資し、適宜現金に換金するということですか？もしそうなら、為替に与える影響について、以前や現在のように借款が送金されたり引き出されたりするのと、どう違うのか説明してください。—(A) 財務府の代わりに〔アイルランド〕銀行が公的資金を管理することで、ダブリンとロンドン間の為替変動が少なくなるのはなぜか、というご質問に対する私の回答の真意はこうです。財務府が〔送金手形を〕振り出す時期は分かっていますが、銀行はいつでも振出人になる権限をもっている所以需要に応じて手形を供給することができ、市場に出回る手形の量が多すぎることは決してないのです。

(Q) 銀行が財務府の慣行よりも少額の手形を振り出すことで、苦情を申し立てられている為替変動をかなりの程度防ぐことができるのではないのでしょうか？—(A) それは利便性を高めるのですが、為替に実質的な影響はないと思います。

(Q) もし財務府が1,000ポンド以下の少額〔の手形〕を振り出し、それより少ない額の手形を欲しい人が1,000ポンドの送金手形をもっている人のところに行けば、その人が財務府に支払ったよりも高い為替相場を支払うことになると思いませんか？—(A) 金額の大きい手形と小さい手形の価格差は、私の経験では覚えのないことです。私が述べているのはロンドンについてであり、ダブリンの実態は分かりません。

(Q) アイルランド銀行の理事たちは、為替取扱業者として、政府のための代理業務に関して政府から制限を受けない限り、理事を務める同法人に対し最大の利益をもたらす責任を感じるのではありませんか？—(A) 私見て

は、独占的な特許をもつ銀行は、その理事たちに2つの義務を課すのです。すなわち、出資者に対する義務と国民全体に対する義務です。この2つの義務を同時に果たせば、理事たちは出資者の利益のために国民全体に対する義務を犠牲にすることを避けられると思います。

(Q) その2つの義務が相反することをお認めになりますか？—(A) 認めません。しかしその2つは不可分の関係にあります。

2.4 ウィリアム・コールヴィルの証言 (William Colville, Merchant and Director of the Bank of Ireland)

1804年4月14日および17日 (pp.100-103 [pp.88-90])

(Q) 為替相場が不利になったり他の事情でギニー貨が流出したりした結果、アイルランド銀行が現金の減少を経験した時、貸付け総額をある程度抑制することは制限以前の同行の慣行だったのでしょうか？—(A) もし銀行理事たちがそのような重要な事柄に細心の注意を払わなかったならば、委託された業務を行うのに彼らがきわめて不適任であることは明白です。

(Q) では、彼らが自分たちのもとからギニー貨が流出していることに気付くと、割引による貸付けを含めて貸付け総額を減らす習慣があったということですか？—(A) まったくその通りです。

(Q) その貸付けの制限は、必然的に流通紙幣の総額も〔貸付けと〕同額に制限することになったのではないですか？—(A) 一般的には確かにそうですが、事柄の性質上、具体的な比率を述べることはできません。

(Q) そのような場合、〔アイルランド〕銀行紙幣は必然的に減少しないのでしょうか？貸付けが減少したのと同程度のみならず、さらに大きな程度で、すなわち銀行の金減少と

同じ割合で減少したのではないのでしょうか？
—(A) 確かに減少しました。前の回答でもそう説明したと思います。

(Q) 説明のため、〔アイルランド〕銀行の貸付けが50万ポンド、同行の紙券〔発行高〕が50万ポンド、そして同行の金庫にも50万ポンドの金があったと仮定しましょう。また不利な為替によって流出が生じたため〔銀行から〕金5万ポンドが引き出され、さらにこの流出の結果、銀行が貸付けを5万ポンド減らしたと仮定すると、同行の紙券は40万ポンドに減少すると推論できないのでしょうか？ すなわちその減少は、貸付けを減らしたことによる同行の紙券5万ポンドの減少と、貨幣〔金〕5万ポンドの償還の際に持ち込まれた紙券5万ポンドということですが。
—(A) ……確かにその通りでしょう。

(Q) では、制限以前、同行の金庫から金を引き出される時はいつでも、アイルランド銀行紙幣が自然と減少したことを、あなたは認めますか？—(A) 現金を支払うために紙券が持ち込まれるので現金は減少し、〔それと〕同じ割合で流通紙幣も減少しました。しかし、そのような事例のすべてにおいて、銀行の慎重さはそうした〔現金〕流出の継続に対抗すべく同行を一時的に増強するために、彼らの貸付けを回収させたのです。

(Q) それでは、為替が不利な状況にあった時、〔アイルランド〕銀行紙幣を制限した原因は2つあったのではありませんか？ すなわち一方は、いま言及された、〔引出し〕請求を受け輸出された現金と引き換えに持ち込まれた紙券の消却により生じた自然の制限、他方は、アイルランド銀行の貸付け減少により生じた紙幣の制限ではなかったですか？—(A) 一般原則通りにそれに回答すると、私は次のように述べなければなりません。その種の流出が公共銀行ないし個人銀行のいずれかに起きた時は必ず、〔銀行の〕慎重さが、銀行がなしうるあらゆる方法によって紙幣流通高を減

小させるのです。銀行がなしうる方法とは、第1に、正貨で支払われた紙券の消却によってであり、第2に、貸付けの経路から出た流通〔紙幣〕を減らすため〔貸付けを〕回収することによってであります。私は一般原則にしたがって回答していますが、ここで特定の事実をお示ししましょう。制限法案が可決する直前の時期に〔アイルランド〕銀行に対して〔支払い〕請求が起きた理由は、アイルランドに不利な高い為替から生じたのではなく、同国自身の政治的状況から生じたのです。同国は当時、初期の反乱の圧力のもとにあり、実際に反乱が勃発するほぼ1年前でした。

(Q) 貸付け制限が銀行のギニー貨流出を減少させる効果があることを、あなたはどのように考えますか？—(A) 銀行の貸付け総額が50万ポンドに達し、銀行がその貸付けを回収すると仮定すると、しかも銀行が同行自身の紙券以外には何も受け取らない習慣であると仮定すると、明らかに次のようになります。その経路で50万ポンドの紙券が引き取られることで、あたかも紙券が〔銀行〕窓口を持ち込まれて正貨で支払われたかのように、実質的にそれら〔紙券〕を消却することになるでしょう。

(Q) きわめて不利な為替はギニー貨輸出に利益をもたらしますが、その不利な為替から銀行のギニー貨流出が生ずると仮定するならば、またあなたが述べた状況、すなわち50万ポンドまでの貸付け制限とその結果として起こる紙券の制限という状況を仮定するならば、為替が同じままだった場合、銀行の〔ギニー貨〕流出がなおも継続することはないのでしょうか？ また銀行の金を払底させることは、アイルランド銀行宛てに振り出す権利をもつ人たちだけでなく、流通に残存する紙券の保有者たちにも可能なのではないのでしょうか？ したがって貸付けの制限は、為替を改善する効果をもたない限り、その目的には

効果がないのではないのでしょうか？—(A) すご質問への回答はきわめて重要です。というのも、2つの公共銀行に制限が課せられている理由だけでなく、特にアイルランドで為替相場が平価を上回り明らかに同国に不利になっている限り、その政策の継続が必要な理由も明らかになるからです。それをさらに説明するため、制限法が停止されたと仮定してみましょう。そうすると、銀行はあらゆる種類の兌換券の清算に取りかからなければなりません。銀行内の現金で完全に賄える分量を超える紙券を流通にとどめないために、彼らが必要と考えるだけの貸付けを回収することで、その清算がなされねばならないのです。

(Q) 制限以前、不利な為替が招いたギニー貨の流出を減らす手段として、理事たちには紙幣を制限する習慣がなかったのですか？—(A) [その習慣が] あったとすでにお答えしたと思います。

(Q) もし紙幣の削減が為替を改善させなかったならば、その削減はギニー貨の流出を減らすことができましたか？—(A) そのように引き出されたギニー貨が同国〔アイルランド〕の負債残高の支払いに回される限り、その多額の債務を返済することで、これまでは同国に不利な為替を低下させる作用がありました。

(Q) ギニー貨が債務を支払うだけで〔不利な為替を低下させる〕作用をもっていたならば、どうして、あなたが述べたような、理事たちがやり慣れた方法で紙券を制限する必要があったのですか？—(A) 私の回答はこうです。愚見を申し上げれば、それは、区別して考えずには理解できない、2つの観点が混在した主題なのです。すなわち、一方の観点は銀行行動に当てはまり、その取引関係に導かれるはずで、愚見ですが、他方は、紙券が入り現金が出ていく時だけしか銀行に影響しない一般的な主題です。

(Q) 現金支払いが停止され、為替が不利に

なり、しかし金は外国へ出ていかず為替を改善する手段にならないと仮定すると、貸付け制限が、銀行紙幣を制限する手段として為替の低下に作用する可能性があると考えますか？—(A) いま私がおの質問に与える回答はたして十分なものが分かりませんが、この難解な主題を評価する際の、きわめて重大な過誤と思われるものを取り除く適切な時期だと思われるのです。すなわち、アイルランドの紙幣拡大が為替上昇の原因だと一般に考えられてきました。しかし、私の意見は正反対なのです。というのも、流通紙幣が流通手段〔金〕の代役を務めている限り、紙幣の拡大は以前その場所にあった金を国外に輸出可能にしたからであり、また紙幣の拡大は、金が度量衡に合致してきた限り、これまで為替が従来よりも高い水準に達するのを防ぐ、明確かつ決定的な要因だったからです。銀行の貸付けの増減に関するご質問にだけさらに回答しましょう。主題をこの観点から考えると、貸付けを拡大した結果、より多くの紙券が銀行によって発行されたこと、また貸付けの拡大が銀行券を拡大させる限り、それはより多くの正貨流出を招き、結果的に為替相場を低下させる要因を強化することは明らかではありません。

(Q) もし制限以前から、為替がきわめて不利な場合に銀行が紙幣を制限することに実際慣れていたならば、また制限以前に、実際為替がアイルランドに1～2パーセント以上不利になったことがなく、その一方で制限以後、為替が不利な状況下で、実際に銀行が紙幣拡大を許してきたならば、そしてその不利な為替が平価より10パーセントもアイルランドに不利になっているならば、紙幣の拡大ではなく制限こそが為替を引き下げる方策だとの推定が、経験から生ずるのではありませんか？—(A) すご質問への回答は、愚見を申し上げれば、その質問が関わっていると思われるもう1つの誤り、それも少なからぬ誤

りを明らかにするでしょう。時期という点では、アイルランドの高い為替が制限法と同時に起きたわけではありません。過去2年半の間、為替が平価近傍で変動しただけでなく、イングランド銀行紙幣がダブリン為替に対して平価以下の $3\frac{1}{3}$ パーセントで売れたという特殊な事例も事実のようだからです。そして私は、委員会がこの特異な事実特に留意されることを望みます。というのも、その事実は、減価という言葉が紙幣の問題に関連する場合、肯定的な用語ではなく専ら反対の意味をもつ用語であることを説くだけにとどまらない、明確な推論を導くからです。これについては、勝手ながらこの主題以外にご質問があった時に、そこで説明させていただきます。私の回答に関して言えば、本日までに私が証言した部分と結びついていますので、アイルランド銀行紙幣の流通〔拡大〕は決して高い為替の原因ではない、というのが私の意見に相違ありません。したがって、何が本当の作用因なのかを指摘することが私の責務であり、アイルランドが支払える以上の借金を負っていることが本当の作用因なのです。

(Q) 高い為替が必ずしも制限法に付随するものではなかったとあなたが主張するのなら、それは銀行紙幣の増加に付随するものではなかった、もしくはまったく付随するものではなかったと言おうとしているのですか？—(A) 事実はこちらだと思います。制限法が1797年3月に実現しました。それから1799年まで銀行紙幣はかなり増加したものの、為替は平価近傍で変動しただけでなく、前述の事例では平価をかなり下回ったのです。1799年以降、為替が上昇しはじめ、紙幣流通は付随して拡大したのです。しかし、私たちはその高い為替の理由を直截簡明に説明できるのです。そのため、まったく不確かだ、思うにこの主題にまったく関係ないか、たとえ関係があったとしても、他のものに起因する結果〔流通紙幣の拡大〕を正反対の性質た

る原因だと言うつもりはありません。

(Q) あなたが1799年まで生じていたと言う銀行紙幣の著しい増加は、主に制限以前には流通していなかった小額券の拡大にあったのではないのでしょうか？—(A) いま私の手許には、そのご質問に正確にお答えするための資料がありません。

1804年4月18日 (pp.112-113 [pp.97-98])

(Q) それでは、1国の流通手段の全般的な増加は、その構成が金のみであろうと金と紙幣であろうとまたは紙幣のみであろうと、その流通手段と交換される物品の価格を引き上げる傾向があると認めますか？—(A) 流通手段が増加するにつれて同じ割合でそれに影響される物品が増えなければ、確かにそうなる傾向があります。

(Q) 現在アイルランドがそうであるように、もし流通手段が専ら紙幣のみか、もしくはほとんど紙幣のみで構成されているなら、そしてもし、そうした紙幣の量が増え、あなたが認めたようにその紙幣と交換される物品の価格全般も上がるなら、為替に変化がない限り、その価格上昇は諸外国にアイルランドへの財貨輸出を拡大させる誘引として働くことはありませんか？ というのも、アイルランドにおける財貨の高価格は¹⁶⁾、他の条件が同じなら外国の輸出商たちに追加的な利益をもたらすはずですから。—(A) その質問にお答えする前に、ご質問のなかでふれられた為替の状況について、より詳しく説明する必要があると思います。すなわち、為替が同国〔アイルランド〕に不利なのか有利なのかということですが、一般原則として、どの国でも外国商品の価格が以前より高く上昇すると、その国により多くの商品を持ち込ませる誘因となる、これが私の意見だと言っても構いません。

(Q) アイルランドにおいて、紙幣増加が引き起こすことになるその一般的価格上昇は、

為替が変わらず平価にとどまるとすれば、アイルランドの物品の輸出を抑制するように作用しないのですか?—(A) それにお答えすることはできません。しかし繰り返しますが、一般原則として、輸出される物品の価格を上昇させるあらゆる事柄は、価格が上昇する限り、そのような商品の輸出を減少させるのです。

(Q) このアイルランドへの輸入増加と〔同国の〕輸出減少は、アイルランド宛ての手形振出しの増加、アイルランドへの送金減少、そしてその結果として為替上昇を引き起こさないのでしょうか?—(A) もちろん、〔アイルランドの〕輸入を増加させ輸出を減らすものは何であろうと、同国の状況を以前よりも悪化させ、同国に不利な為替上昇をもたらす傾向があると思います。

(Q) アイルランドにおける紙幣の増加は財貨の価格を上昇させる傾向があるため、また財貨の価格上昇はアイルランドの輸入を増加させ輸出を減少させる傾向があるため、そしてその輸入増加と輸出減少は為替を必然的に上昇させるため、おそらく紙幣の増加が為替上昇の主たる根本原因だと考えられますが、あなたはそれを受け入れないのですか?—(A) 一般原則として、紙幣の過度な発行は、ご説明の最後の部分まで影響すると思います。しかし、委員会の許可を得て、皆さんにこの点に関するヒューム氏の見解を思い起こしていただきたいとお願いしたいのです。愚見を申し上げますと、間違いなくこの主題に関する偉大な著述家であったヒューム氏は、紙幣流通の断固たる反対者でした。また彼は、金

であろうと紙幣であろうと価格に影響を与えて上昇させる流通手段の増加はすべて、輸入を増加させ輸出を減少させる傾向があることを、いま私たちが検討してきた原則にもとづいて主張しました。しかし彼に関する私の記憶が正しいなら、彼は、金の増加と紙幣の増加を明確に区別していました。金の増加があらゆる国家の到達目標だったからです。そして彼は、かくのごとき金の増加による悪影響は人間社会のどんな事柄にも必ず付きまとう害悪にすぎないと言ったのです。

(Q) (あなたも承認されていると思われませんが) もし述べられたように紙幣の増加が為替を上昇させる傾向をもつなら、その為替上昇はアイルランドにおける商品価格の上昇と比例するか、ほぼ比例することにならないのですか? そして為替上昇は、アイルランドから財貨を輸出する商人への補償にはならないのでしょうか? というのも、上昇したアイルランド財貨の価格があまりに高いからです。—(A) 紙幣の流通量が高い為替の原因であると理解されてしまったならば、遺憾に思います。高い為替は政治的な必要性から生じたものですし、もし制限法が継続するなら高い為替も同じ理由から続くはずです。なぜなら、私の前半部分の証言を参照していただくと、私が以下のような明確な意見を述べていたことが分かるからです。すなわち、紙幣がアイルランドで流通する限り、それは為替を上昇させるのではなく押し下げる効果があったこと、またアイルランドに不利な高い為替は紙幣流通とはまったく関係なく直截簡明に説明されうることを、これでありませう。

(注)

1) Irish Currency/Exchange Committee (ICEC), *Minutes of Evidence taken before the Committee appointed to Enquire into the State of Ireland as to its Circulating Paper; its Specie and Current Coin;*

and the Exchange between that Part of the United Kingdom and Great Britain, Ordered to be printed 4th & 16th May, 1804.

2) ICEC, *Report from the Committee on the Circulating Paper, the Specie, and the Current Coin of*

1804年イギリス庶民院アイルランド通貨委員会証言録（抄録）

- Ireland, and also, on the Exchange between that Part of the United Kingdom and Great Britain; &c. &c. &c.*, Ordered to be printed 13th June, 1804.
- 3) フランスとの最終的な講和条約が締結されるまでイングランド銀行の制限条例を延長することが、1803年12月の議会で決定されていた (*Journals of the House of Commons*, Vol.59, p.53, C1. 44th of George III)。
 - 4) ICEC, *Report*, pp.16-18.
 - 5) 当時のスコットランドの為替危機の詳細については、竹本洋「1760年代のスコットランドの為替危機をめぐる一文書とJ.ステュアート」(『経済学論究』第52巻第1号, 1998年), 同「スコットランドの為替危機をめぐるA.スミスとJ.ステュアート」(『経済学論究』第52巻第4号, 1999年)を参照。
 - 6) ICEC, *Minutes of Evidence*, pp.19-21, pp.52-54. 本資料に収載。
 - 7) ICEC, *Report*, pp.16-17.
 - 8) Fetter, F. W., *The Irish Pound 1797-1826: A Reprint of the Committee of 1804 of the British House of Commons on the Condition of the Irish Currency, with Selections from the Minutes of Evidence presented to the Committee, and an Introduction by Frank Whitson Fetter* (London: George Allen and Unwin Ltd., 1955).
 - 9) *Ibid.*, pp.42-44.
 - 10) *Ibid.*, p.31 & p.31n. あわせて以下を参照。Fetter, F. W., *Development of British Monetary Orthodoxy: 1797-1875* (Cambridge, Mass: Harvard University Press, 1965), p.39. 山倉和紀「ソーントン『キング評注』とアイルランド為替問題」(『商学集志』第82巻第2・3号合併号, 2012年), 57-64ページ, 同「ソーントンの金融政策思想とその変遷問題」(佐藤猛・山倉和紀編『金融と経済』白桃書房, 2017年), 18-21ページ。
 - 11) Fetter, *Irish Pound*, pp.89-121.
 - 12) フェッター版報告書 (Fetter 1955) には、本資料収載の証言録に加え、ジャーミフ・ドリリア (Jeremiah D'Olier), ロバート・マーシャル (Robert Marshall), ジョン・パジェット (John Puget) の証言録 (抜粋) が収められている。これらのうちジャーミフ・ドリリアの証言は、ロンドンフランスを活用した為替安定化策に対するアイルランド銀行側の見解を示すものだが、本資料では紙幅の都合で割愛した。
 - 13) 当時のスコットランドとロンドン間の為替相場の建て方 (表示方法) について、竹本洋は『スリー・バンクス・レビュー』の匿名論稿 ('The Royal Bank and London-Edinburgh Exchange Rate in the Eighteenth Century,' *The Three Banks Review*, No.38, June 1958, pp.28-29) を参照して次のように説明している。「… [エディンバラの] 対ロンドン為替手形の価格は、『プレミアム』ないしは『ディスカウント』によって示され、一覽払いのロンドン手形は通常1パーセントのプレミアム、つまり100ポンドのロンドン宛手形が101ポンドのスコットランドの銀行券で売買された。手形価格の表示はこのほかに『期日平価』 days par 方式があり、慣習的に1年手形は5パーセントのディスカウント率に見なされるので、70日手形が1パーセントのディスカウント率に相当することになる。」(竹本, 前掲書, 1998年, 135-136ページ, 下線部引用者。) この「期日平価」方式での1年手形の利子率 (5パーセント) を40日手形に換算すれば0.55パーセントとなり、マンスフィールドの証言「40日払いの振り出しは、 $\frac{1}{2}$ パーセントか、もう少し高い」と合致する。
 - 14) マンスフィールドの証言には 'Banks' や 'chartered Banks' の語が頻繁に登場する。スコットランドの chartered Banks のうち最古のスコットランド銀行 (いわゆる Old Bank) は、イングランド銀行のような国王勅許によって設立されたものでなく、スコットランド議会によりその設立を認可されたものである。一方、ロイヤル・スコットランド銀行 (いわゆる New Bank) の設立は国王勅許による。しばしば chartered Bank は「勅許銀行」と訳されるが、証言では上記の新旧両銀行等を指しているため、本資料では「特許

1804年イギリス庶民院アイルランド通貨委員会証言録（抄録）

- 銀行」の語を使用した。また証言中 chartered Banks を指しているが、chartered の語が付されず単に Banks とされている箇所でも、他の（個人）銀行と区別する必要がある場合は「特許銀行」と訳した。
- 15) 1826年版証言録とそれを底本としたフェッター版の原文では‘with respect to 1794’となっているが、これは‘with respect to 1797’の誤植である（ICEC 1826, *Minutes of Evidence*, p.33, line 32, Fetter 1955, p.92, line 38）。
- 16) フェッター版の原文では‘advanced piece of Goods in Ireland’となっているが、これは‘advanced price of Goods in Ireland’の誤植である（Fetter 1955, p.105, line 18）。

1804年イギリス庶民院アイルランド通貨委員会証言録（抄録）

（付録）

表1 証人ならびに審問日一覧（1804年3月5日～3月16日）

証言録（1） 1804年5月4日，庶民院に提出			
審問日	証人名	備考	証言録ページ （ ）内は1826年庶民院版
1804年3月5日	John Puget	アイルランド銀行代理人	pp.1-6 (pp.19-23)
1804年3月6日	Walter Borrows	ロンドンの商人	pp.7-14 (pp.23-28)
1804年3月7日	Walter Borrows		pp.15-19 (pp.29-32)
1804年3月8日	James Mansfield John Puget	エディンバラの銀行家	pp.19-21 (pp.32-33) pp.21-23 (pp.33-35)
1804年3月10日	John Puget Jeremiah Harman John Finlay Walter Borrows John Finlay John Latouche Sir John Newport	商人 ダブリンの銀行家 ※委員会メンバー ※委員会メンバー	pp.23-25 (pp.35-36) pp.25-30 (pp.36-40) p.30 (p.40) p.31 (p.40) p.31 (p.40) p.31 (p.40) p.31 (p.40)
1804年3月13日	Benjamin Winthrop	イングランド銀行総裁補佐	pp.31-37 (pp.40-45)
1804年3月14日	Benjamin Winthrop		pp.37-43 (pp.45-49)
1804年3月16日	Robert Barnewall	ロンドンの商人	pp.43-47 (pp.49-52)

（出所） Irish Currency/Exchange Committee (ICEC), *Minutes of Evidence* (1) 等をもとに作成。

表2 証人ならびに審問日一覧（1804年3月16日～5月9日）

証言録（2） 1804年5月16日，庶民院に提出			
審問日	証人名	備考	証言録ページ （ ）内は1826年庶民院版
1804年3月16日	Walter Borrows		pp.49-50 (pp.52-53)
1804年3月19日	James Mansfield James Warre William Coningham		pp.51-54 (pp.53-56) p.55 (p.56) pp.55-57 (pp.56-58)
1804年3月20日	John Irving Walter Borrows Benjamin Winthrop Walter Borrows	ロンドンの商人	pp.58-62 (pp.58-61) p.62 (p.61) p.62 (p.61) p.63 (pp.61-62)
1804年3月21日	John Irving		pp.63-68 (pp.62-66)

1804年イギリス庶民院アイルランド通貨委員会証言録（抄録）

1804年3月27日	James Crofton	アイルランド財務府事務長	pp.68-75 (pp.66-70)
1804年3月28日	James Crofton		pp.75-76 (p.71)
1804年4月10日	Thomas Thorpe Frank Jeremiah D'Olier	ダブリンの為替商人 アイルランド銀行理事	pp.77-82 (pp.72-75) p.82 (p.75)
1804年4月12日	Jeremiah D'Olier John Roach	ダブリンの商人	pp.82-86 (pp.75-78) pp.86-87 (pp.78-79)
1804年4月13日	John Roach William Colville	商人, アイルランド銀行理事	pp.88-93 (pp.79-83) pp.93-95 (pp.83-85)
1804年4月14日	William Colville		pp.96-100 (pp.85-88)
1804年4月17日	William Colville Jeremiah D'Olier John Claudius Beresford	ダブリンの銀行家	pp.100-103 (pp.88-90) pp.103-105 (pp.90-92) pp.105-109 (pp.92-95)
1804年4月18日	William Colville Jeremiah D'Olier William Colville		p.110 (pp.95-96) pp.110-111 (p.96) pp.111-113 (pp.96-98)
1804年4月20日	Robert Marshall Thomas Thorpe Frank	アイルランド輸出入検査総監	pp.114-120 (pp.98-103) p.120 (pp.103)
1804年4月24日	Robert Marshall		pp.121-128 (pp.104-109)
1804年4月28日	Thomas Thorpe Frank		pp.128-132 (pp.109-112)
1804年5月1日	Thomas Thorpe Frank Jeremiah D'Olier		pp.132-134 (pp.112-113) pp.134-136 (pp.113-115)
1804年5月2日	Jeremiah D'Olier		pp.137-141 (pp.115-118)
1804年5月4日	William Colville		pp.141-146 (pp.118-122)
1804年5月8日	Sir John Newport Jeremiah D'Olier		p.147 (p.123) pp.147-149 (pp.123-124)
1804年5月9日	Jeremiah D'Olier John Puget		pp.149-150 (pp.124-125) pp.150-153 (pp.125-127)

(出所) ICEC, *Minutes of Evidence* (2) 等をもとに作成。